

百目外ニ金五百圓ヲ支給スル事ニ決シ別記覽書ヲ交換
解決シタリ

右及申(通) 報候也

別記

個人書

此後重續株式會社社注書あり、予勘事決、今因代々傳有る長名在、調停有吏、
翰禮ニテテ記事件ヲ以テ目揚解決トスル事ハ、茲ニ為尺書回通テ作報シ、同書者
取才及調停有者ニ通テ持スルモノトス

取

- 一、長名會社より解着ト葛藤トス事、初々ニ名持事、初々三名及長名者、之十七名、今後
會社トハ一切無関係ト
- 一、會社並ニ會社並傳有る、解着有會多、對シ、後額を、子孫ト支給ト
- 但シ、存在、日中、在、多、陸、奥、對シ、後、拂、金、刻、多、也、又、杉、山、在、三、名、對シ、後、拂、金、刻、多、也、
毎、三、扣、除、五、コト

昭和四年十月十一日
恒業方代表

川 飯 田 文 堀 市 廣 岸
名 井 中 翁 村 倉 倉
江 二 次 助 助 夫 寛 三